

## 育成者権侵害訴訟において，登録に無効理由があるとして権利濫用を認めた事例

長野地裁 平成18年5月19日判決 平成14年(ワ)第358号  
種苗生産・譲渡行為差止等請求事件 棄却(控訴)  
判例時報1948号159頁  
控訴審 知財高裁平成18年12月21日判決 控訴棄却(上告)  
平成18年(ネ)第10059号 判例時報1961号150頁

小 松 陽 一 郎\*\*

### 【要 旨】

本件は，種苗法に基づいて品種登録されたキノコの育成者権者である原告から，キノコを生産販売する被告に対し，育成者権侵害を理由に差止請求等をしたところ，裁判所は，品種登録に取消理由（判決では無効理由としている。）の存在することが明らかであるから，育成者権の行使は権利の濫用である，と判示したものであり，特許法104条の3（権利行使制限の抗弁）のような規定のない知的財産権侵害訴訟でキルビー事件最高裁判決と同様な考えをとったものとして重要な判決であり，結論には賛成するが，その理由には一部疑問な点がある。

なお，本件の控訴審である知財高裁平成18年12月21日判決は，原判決の結論を肯定しているが，より精緻な判断をしているので，適宜紹介することとする。

本件判例評釈として，松本好史「品種登録の無効に関する知的財産高等裁判所の判決」知財ふりずむVol.5 No.53 70頁（知財高裁判決の結論に賛成）

<参照条文> 種苗33条，同42条1項1号，

同3条1項1号，17条1項1号，民法1条3項

### 【事 実】

1. 原告は，種苗法に基づいて品種登録された「しいたけ類」であるエリンギ（以下「ホクト2号」という。）の育成者権者である。

ホクト2号は，  
平成10年3月1日販売開始  
平成11年2月1日出願  
平成14年9月4日品種登録  
されている。

2. 被告は，平成6年ころからエリンギ（以下「被告商品」という。）の栽培を開始し，平成8年8月から被告製品の生産・販売をしている。

3. なお，ホクト2号と遺伝子構造が異ならず，特性もすべての項目において類似しており同一の品種と認められるキノコであるクヌタリ1号が，韓国で，  
平成10年2月27日品種名称登録出願

\* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

\*\* 小松法律特許事務所 弁護士・弁理士  
Yoichiro KOMATSU

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

平成10年4月1日登録

平成11年1月22日公然知られた状態となった

という事実（但し、品種保護登録はされていない。）がある。

4. そこで、被告は、ホクト2号は、品種登録出願前に日本国内または外国において公然知られた他の品種と特性の全部または一部によって明確に区別されない（種苗法3条1項1号）品種であるから、ホクト2号の品種登録は無効である、などと主張した（国内公知や先育成による通常利用権の抗弁事実については特に判断されていないので、省略する。）。

## 【判 旨】

1. 種苗法3条1項等に定められた品種登録の要件を欠いていることが判明した場合、侵害訴訟において、農林水産大臣による品種登録の職権取消し（種苗法42条1項）なしに、品種登録の要件を欠くことを抗弁として主張することの可否について

「特許権に関しては特許無効審判を経なくても、特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は特許権の侵害に係る訴訟において相手方に対してその権利を行使することができないとされており（特許法104条の3第1項）、この規定は実用新案権、意匠権、商標権の侵害訴訟にも準用されているが、種苗法の育成者権の侵害訴訟には準用されていない。」

「育成者権が農林水産大臣による品種登録によって生じ（種苗法19条1項）、無効事由がある場合には農林水産大臣がこれを取り消すこととされ、品種登録に際しては農水省職員や独立行政法人といった専門家による現地調査や栽培試験を行うことが前提となっていること（種苗法15条2項）を考慮すると、品種登録の有効性の判断は関係機関の専門的判断に委ねて画一的

に決するのが法の趣旨であると解され、育成者権の侵害訴訟の相手方は当然には育成者権の品種登録の無効を抗弁として主張し得ないと解される。」

「しかしながら、……公知性に関しては、登録品種と比較すべき品種が公知のものか否か、……明確区別性があるか否かにつき客観的な判断が可能で判断が分かれるおそれもないといえるから、育成者権の侵害訴訟の相手方は公知性を理由とする品種登録の無効の抗弁を主張することができる」と解される。すなわち品種登録に公知性を理由とした無効理由が存在することが明らかであるときは、その育成者権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない」

とし、ホクト2号と明確区別性がなく同一の品種であるクヌタリ1号が、平成11年1月22日には、種苗法3条1項1号にいう「外国において公然知られた」品種となった、とした。

2. 種苗法3条1項1号は、品種登録の要件として、公然知られた「他の品種」との関係で明確区別性のある品種であることが要求されているのであるから、同一の品種である場合には、登録されるのではないかと

「種苗法において『品種』とはそもそも『重要な特性の全部または一部において他の植物体と区別でき』るものをいうのであるから（種苗法2条2項）、特性の全部または一部によって明確に区別されない『他の品種』を観念することは困難である」

「『他の品種』であっても明確区別性が否定されることがあるなら、同一の品種であればなおさら明確区別性が否定されると考えるのが素直であり、当該品種と同一の品種が公知であれば、同号により、当該品種は品種登録を受けることができないと解するべきである。もっとも、種苗法4条2項において、当該品種が日本国内においては品種登録出願の日からさかのぼって1

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

年以内（外国においては4年以内）なら業として譲渡されていた場合でも品種登録を受けることが可能であるとされていること（未譲渡性の要件）からいって、当該品種が公知となった理由が出願者自身の譲渡による場合には同一品種が公知であっても種苗法3条1項1号の要件を充足すると解するべきである」

として、ホクト2号が公知となったのは原告自身の譲渡によるのではなく、また、品種登録出願日である平成11年2月1日に、公知の品種であるクヌタリ1号と種苗法3条1項1号の明確区別性を欠くことになり、品種登録には公知性を理由とした無効事由があることになる、とした。

## 【研究】

### 1. 品種登録の瑕疵と権利濫用

#### (1) 知的財産権としての育成者権

種苗法が保護する植物の新品種は知的財産の1種であり、育成者権は知的財産権の1つである（知的財産基本法2条1、2項）。また、育成者権の効力は排他的独占権であり（種苗法20条、33条）、他の産業財産権と性質が共通する。

#### (2) 品種登録の瑕疵

品種登録は農林水産大臣が行う行政処分である。そして、出願した品種が、①区別性、均一性、安定性（3条1項）、②未譲渡性（4条2項）、③共同出願（5条3項）、④先願主義（9条1項）、⑤外国人の権利享有（10条）の各規定に違反している場合には、拒絶理由通知をし（17条2項）、品種登録後にこれらに違反していたことが判明したときは、職権により取り消される（42条）。しかし、特許法等に存在する当事者系の無効審判制度はなく（回路配置保護法も同様である）、特許法104条の3のような権利行使制限を定める規定もない。

ただ、品種登録処分に不服のある者は取消しの職権発動を促し、それに応じてもらえない場

合には、行政不服審査法による異議申立や行政訴訟を提起することも可能であろうが（行政事件訴訟法3条6項1号、同37条の2第1項の義務付け訴訟ができる可能性もあると思われる。）、原則的な行政事件訴訟法に基づいて、品種登録処分の無効確認等を求める原告適格もある<sup>1)</sup>。

#### (3) キルビー事件最高裁判決との関係

品種登録に取消理由（本件判決は無効理由と判示しているが、種苗法には取消しの制度しかなく、行政処分に重大かつ明白な瑕疵があったかどうかという問題とは直接関係しないので、表現上は好ましくない。）がある場合、職権での取消しがなされない限り侵害訴訟では品種登録が常に有効であるとの前提で侵害の有無を判断するとすれば、いかにも不合理な場合が生じることが明らかであり、このような事態は特許侵害訴訟において当該発明に無効理由があるときと同じである。

特許権侵害訴訟では、かつては、司法と行政との権限分配論や行政処分の公定力との関係で、種々の議論がなされ、全部公知の場合において、紛争の具体的妥当性を図るために、技術的範囲をクレームに限定する広義の限定解釈説、実施例に限定する狭義の限定解釈説、自由技術の抗弁説等も存在したが<sup>2)</sup>、キルビー事件最高裁平成12年4月11日判決（民集54巻4号1368頁）は、これらの議論に実質的な終止符を打ち、「無効理由が存在することが明らかで、……無効とされることが確実に予見される場合には、……権利の濫用として許さない」と判示した。

権利濫用論を採用した理由として、最高裁は、「①このような……請求（を）容認することは、実質的に見て、特許権者に不当な利益を与え、右発明を実施する者に不当な不利益を与え……、衡平の理念に反する。②紛争はできる限り短期間に一つの手続で解決するのが望ましいも



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のであるところ、……まず特許庁における無効審判を経由して無効審決が確定しなければ、……特許権の行使に対する防御方法とすることが許されないとするのは、特許の対世的な無効までも求める意思のない当事者に無効審判の手続を強いることとなり、また、訴訟経済にも反する。」等と説明している。そして、ここでは、無効理由を新規性や実体的要件違反に限定しておらず、実務上も新規性だけでなく進歩性や特許法36条等の形式的要件違反についても権利濫用を認める下級審判決が定着している。すなわち、専門行政庁である特許庁での判断を（侵害）裁判所でも行える前提に立っている。

育成者権侵害訴訟でも利益状況は同じである。職権取消制度しかなく無効審判制度を有していないことも特に影響を与えるものではない。したがって、本件判決が権利濫用論を採用したことは妥当である。

### (4) 公知性を理由とする無効理由に限定すべきか

本件判決は、出願審査には現地調査や栽培試験が行われる（15条）など関係機関の専門的判断に委ねていることから、公知性を理由とする無効（取消理由）がある場合には、権利濫用の主張ができるとしている<sup>3)</sup>。しかし、明確区別性の判断もDNA鑑定やその他専門家の鑑定を必要とする場合が多いであろうが（本件もそうであった。）、それは特許侵害訴訟における実施可能要件や進歩性の判断でも鑑定による立証等がよく行われるように極めて専門技術的な判断が必要である点では共通しており、それは均一性や安定性（3条1項2，3号）でも同様と考えられる。かつては、特許侵害訴訟でも、侵害裁判所は進歩性のみの判断しかすべきでないとされたこともあったが<sup>4)</sup>、専門委員制度や調査官制度が充実している今日ではそのような考え方は克服されているといえる。

したがって、本件判決が公知性にのみ限定し

たことは賛成できない。

なお、控訴審は、キルビー事件最高裁判決の権利濫用を認めた実質的な理由を展開して、「品種登録が取り消される前であっても、当該品種登録が上記①ないし⑤の規定に違反してされたものであって、取り消されるべきものであることが明らかな場合には、……権利の濫用に当たり許されない」として、公知性に限定しなかった。この方が妥当である。

### 2. クンヌタリ1号は種苗法3条1項1号の「他の品種」に該当するか

種苗法3条1項1号は、品種登録の要件として、公然知られた「他の品種」と特性の全部又は一部によって「明確に区別されること」を求めている。

ところで、本件では、ホクト2号とクンヌタリ1号とは、客観的には同一の品種であると認定されている。そうすると、形式的には、同一の品種が公知であっても「他の品種」ではないので、ここでの明確区別性は否定されないことになるのではないかという問題が生じる。

形式的な文言解釈としては、他の品種でない同一の品種は規定されていないのであるから、同一の品種が公知であっても明確区別性は否定されない、とするのが素直である。もっとも、同条本文では、「その品種について登録を受けることができる」と規定していることからすれば、「その品種」は出願品種を指し、「他の品種」とは、出願品種と育成を異にする品種、具体的には、「別品種」のものと「同一品種ではあるが出願品種とは異なる他人育成にかかる同一品種」を含むと理解すべきではないとも考えられる。特許法等のように新規性喪失の例外規定がないことも1つの根拠となる<sup>5)</sup>。しかし、実質的な法解釈という視点からみると、品種の育成の振興という法目的（種苗法1条）と育成者権が前述のとおり排他的独占権を付与されていることからすれば、公知の同一品種が存在して

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いるにもかかわらず後発の品種登録を認めるといふことの合理的根拠は見いだしがたい。バイオテクノロジーの発達により、同一品種の育成の可能性が高まった今日ではなおさらであろう。但し、出願品種と同一のものについては例外的に未譲渡性の要件（4条2項）を充たせば登録を認めても良いと考えられる。

そうすると、本件判決の結論は妥当である。なお、控訴審判決は、種苗法の制度趣旨にまでさかのぼって、「種苗法の目的は、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与すること（種苗法1条）にあるから、出願品種と客観的に同一の既存の品種が公然知られたものとなっている場合には、品種の育成の振興という観点からは、もはや出願品種について品種登録出願をした者に育成者権という独占権を与える必要はないばかりか、かえって、これに独占権を認めることは、すでに公然知られた状態となった品種の流通が妨げられ、種苗の流通の適正化という種苗法の目的に反することになることは明らかであって、同法3条1項1号がそのような場合について品種登録を許容していると解することはできず、同号が『同一の品種』を含まないと解することは、種苗法の趣旨に反し相当でない」と的確に判示している。

もっとも、条文の表現が不明確であることは否めないため、疑義のないような立法的解決をはかるべきであろう。

### 注 記

- 1) 東京地判平成17年7月5日判例時報1912号119頁。評釈として、村林隆一「植物の新品種登録に対する無効確認請求事件」知財ふりずむVol.3 No.35, 90頁、田中美登里「種苗法の品種登録に対する無効確認訴訟の原告適格が認められた事例」知財管理56巻11号1761頁。なお、南博方・高橋滋「条解行政事件訴訟法（第3版）」595頁

以下の36条関係等参照。

- 2) 例えば、最高裁判所事務総局行政局監修「知的財産権関係民事・行政裁判例概観」81頁以下参照。
- 3) 判決は、専門家による現地調査や栽培試験を行うことを判断回避の根拠としていることからすれば、未譲渡性（4条2項）の場合などは、侵害裁判所でも判断できるとしていることになろう。
- 4) 進歩性の判断は特許庁の専権に属するとして消極説に立つ大阪地判昭和59年10月30日判タ543号263頁（手提袋の提手事件）、大阪高判昭和60年5月28日判タ590号71頁（精穀機事件）等と、逆に積極説に立つものとして大阪高判昭和58年4月27日判例工業所有権法2213の240頁（精穀機の自制停止装置事件）等があった。なお、松本好史「品種登録の無効に関する知的財産高等裁判所の判決」知財ふりずむVol.5 No.53, 75頁は専門委員や調査官制度の必要性を指摘する。
- 5) 農林水産省生産局種苗課「改正新版逐条解説種苗法」69頁は、同様の考えをとっている。そして、渋谷達紀「改正種苗法の概要」工業所有権法学会年報22号155頁は、区別性の要件に関して、「公知の意味も、別品種または他人の独立育成に係る同一品種が公知であること（客観的公知）をいい、登録出願に係る品種自体が公知であること（主観的公知）を含まない。したがって、登録出願に係る品種が出願前に公知となっても、未譲渡性の要件を充たしている限り、区別性の欠如を理由に出願拒絶されることはない」としており（同「知的財産法講義Ⅰ（第2版）」422頁も同じ考え）、逐条解説で引用されている。これに対し、田村善之「知的財産法（第4版）」377頁や伊原友己「植物新品種の品種登録制度の問題点」植物新品種の保護の実務455頁は、解釈上の種々の問題点等を指摘して反対し、立法的解決を提案する。本件判決や伊原弁護士という「同一の品種」も勿論解釈で含まれるという考え方は説得的である。

なお、UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）第7条（区別性）は、「品種は、出願時にその存在が一般に知られているすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。」と規定している。

（原稿受領日 2007年6月4日）